

集中豪雨から

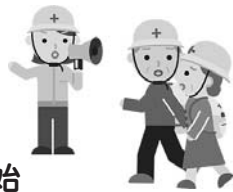
大切な「命」を守るために

危機管理課 ☎483・8406



平成29年10月の台風21号による被害状況（海老谷地区）

避難の心得



安全な場所とは

避難する場所は、市が指定する避難所のほか、安全な区域にある親族、友人宅に避難することが有効です。

大雨などにより避難所や安全な区域までの移動が危険と思われる場合は、近くの丈夫な建物や自宅などのより安全と思われる部屋（上層階の山からできるだけ離れた部屋など）に移動しましょう。

避難するときは

天候が荒れてからでは移動も大変です。特に高齢者や子どものいる家庭は、早い段階から自主的に避難することを検討しましょう。

また、避難するときは、必ず火の始末をし、非常用持出品（食糧や水、持病の薬など）を持参しましょう。

避難準備・高齢者等避難開始

「避難準備・高齢者等避難開始」とは、洪水や土砂災害などにより、避難が必要になると予想されるとき、速やかに避難できるように準備を促すものです。

▶避難に時間がかかる人（要配慮者など）は、避難を開始してください。

▶その他の人は、家族との連絡や「非常用持出品」の用意など、避難の準備を開始してください。

避難勧告

「避難勧告」とは、避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まっている状況です。

▶避難所など、安全な場所への避難を開始してください。

▶避難を行うことにより、生命や身体に危険が及ぶ場合には、屋内で待避するなど、身の安全を確保してください。

防災行政無線放送

気象警報発表時や、避難情報が発令された場合、防災行政無線でサイレン音を鳴らします。テレビやラジオなどの気象情報にも十分注意しましょう。



放送内容が聞こえにくい場合は…

大雨や暴風で、雨戸を閉めている時などは、放送内容が聞こえにくくなります。サイレン音が聞こえたら、下記により内容を確認しましょう。

①電話放送案内サービス（通話無料）

☎ 0120 - 17 - 0089

※放送後1時間程度の間、利用可能



②メール配信サービス

登録アドレス

✉ kainan@emp.ikkr.jp

※上記のアドレスへメールを送信し、手続きしてください(@city.kainan.lg.jpからのメールを受信できるようにしてください)。



③テレビ（地デジデータ放送）

※テレビ和歌山の画面でリモコンの「dボタン」を押し、「市町村情報」をご覧ください。



もしもの時に備えて 家族で話し合うポイント

①非常用持出品や備蓄品を確認しましょう。

また、飲料・食品の賞味期限、電池の使用期限などもチェックしましょう。

②安全な避難場所を確認しましょう。



③安全な避難ルートを確認しておきましょう。 最短距離よりも、安全な道が第一です。

④子どもがいる家庭では、留守番をしているときや友達と遊んでいるときに災害が起きたらどうすればよいか、子どもと一緒に話し合しましょう。

大雨や台風の情報

大雨や台風は、地震災害のように突然襲ってくるものではなく、いつ、どこで、どのくらいの規模のものがやってくるかなど、ある程度予測することができます。皆さんが早めの防災対策を立てられるよう、気象庁は「大雨に関する情報」や「台風に関する気象情報」を警報や注意報に先立ち発表しています。

大雨・暴風に備えて

▼住んでいる場所が河川氾濫の浸水想定区域に含まれるのか、ハザードマップで確認しましょう。
▼排水溝や雨どいの詰まりにより浸水や雨漏りにつながる場合があります。
▼大雨や台風の接近が予想される時は、自宅周辺の点検を行いましょう。
▼暴風が予想される場合、物干しや植木鉢などを固定したり、安全な場所に移動させましょう。

▼大雨による浸水に備え、土のうなどの準備をしましょう。

土砂災害に備えて

▼住んでいる場所が「土砂災害危険箇所、警戒区域」などに含まれるのか、ハザードマップで確認しましょう。
▼水害・土砂災害の前兆現象を認識しておきましょう。
▼「土砂災害警戒情報」が発表されると危険度が高くなっていることを認識しましょう。

土砂災害警戒情報とは

大雨で土砂災害発生のおそれが高くなった場合、県と和歌山地方気象台が共同で発表する重要な情報です。長雨や集中豪雨時にはテレビ、ラジオ、防災行政無線の放送にご注意ください。※土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害の前兆に気付いた時は、直ちに避難してください。

海 南市水害・土砂災害ハザードマップ

水害・土砂災害を対象に、河川の氾濫による洪水、大雨によるがけ崩れ・地すべり・土石流などの災害から市民の皆さんが迅速かつ安全に避難し、自ら身を守っていただくことを目的として作成し、昨年全戸配布しました。ハザードマップは、市ホームページで確認できるほか、希望者には危機管理課や下津行政局、各支所・出張所でお渡しします。

